

「基盤的防衛力構想」と海上防衛力近代化 —「外洋海軍」の具現化に向けての転換点—

笹川平和財団海洋政策研究所

特任研究員 相澤 輝昭

はじめに

本稿は我が国の防衛政策上の重要な転機となった「防衛計画の大綱」（以下、策定年度を付し「〇〇大綱」）¹策定とその理論的支柱となったと言われている「基盤的防衛力構想」について、特にこれを受けた海上自衛隊（以下、海自）の取り組みに注目し、いわゆるポスト四次防における海上防衛力近代化の実態を明らかにすることを目的としている。

筆者はこれまで、「基盤的防衛力構想」の導入を一つの契機として海自が推進した施策である艦艇部隊の「8 艦 8 機体制」、航空部隊の「P-3C 百機体制」について論じてきたところである。筆者の理解は、「基盤的防衛力構想」には基本的に防衛力の規模を「現状維持」とする性格が有り、これと目標とする兵力規模とに乖離があった海自は不足する兵力を「質の向上（装備近代化）」で補う施策を推進したということであって、端的に言えば、海上防衛力整備の方向性はこれを契機に「量から質への転換」が図られたということである。筆者はこのような見方をオーラル・ヒストリー（以下、OH）の成果などに基づき明らかにした²。しかしここ数年、これらの取り組みの直接的契機となった「51 大綱」の策定過程や「基盤的防衛力構想」を再評価しようとする研究も行われるようになっており³、これらにおいて提示された最新の知見も踏まえれば、「基盤的防衛力構想」の基本的性格という部分、特にいわゆる「制服組」がこれをどう受け止めたのかという点などについては、より精緻な説明も可能になったのではないかと考えられる。

したがって、本稿ではこうした「基盤的防衛力構想」をめぐる最新の研究動向を踏まえ、かつ、海自が一貫して目指してきた「海上防衛力の在り方」、いわゆるブルーウォーター・ネイビー（定訳はないが一般には外洋作戦能力を有する海軍と解されている。以下、「外洋海軍」）⁴志向という点について、マインド、スピリッツ（精神的基盤）としてはという観点

¹ 本稿において主として論ずる最初の大綱（「51大綱」）は次のとおり。「昭和52 年度以降に係る防衛計画の大綱」（昭和51年10月29日、国防会議決定、閣議決定）。

² 相澤輝昭「ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究—海上防衛力近代化と『8 艦 8 機体制』—」（防衛研究所『戦史研究年報』第 18 号、2015 年 3 月）。相澤輝昭「（研究ノート）ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想—海上航空部隊近代化と『P-3C 百機体制』—」（『防衛研究所紀要』第 18 巻第 2 号、2016 年 2 月）。本稿では「8 艦 8 機体制」関連記述については「相澤 2015」、「P-3C 百機体制」関連記述については「相澤 2016」にそれぞれ依拠している。

³ 戦後日本における防衛力整備に関する先行研究としては田中明彦、佐道明広などの業績が嚆矢であるが、最近の「基盤的防衛力構想」を再評価しようとする試みとしては千々和泰明の一連の取り組みをはじめ真田尚剛、中島信吾などの研究がある（細部後述）。

⁴ そもそも行動範囲自体に制約のある海自を「外洋海軍」と呼べるのかとの議論もあり、海上自衛官であった筆者自身も安易にこの用語を使用しないよう厳に戒められて来たが、ここではマインド、スピリッツとしてはという趣旨で敢えて「」付で使用している。

からと、もう一つ、事柄の性質上、最新の研究においても具体的に言及されることのない「量から質への転換」という場合の「量」の部分（「基盤的防衛力構想」との対比で論じられる「所要防衛力」の規模）についても入手可能な資料から類推して論じた上で、これらの取り組みが結果的には「外洋海軍」の具現化に向けての重要な転換点となったという視点から、ポスト四次防における海上防衛力近代化をより俯瞰的に考察し、その実像を明らかにする。

このため、本稿においてはまず「基盤的防衛力構想」に関する最新の研究動向を「制服組」がこれをどう受け止めたのかという観点から概観し、当初から「脱脅威論」に基づくものと見なされ強い反発を受けていた「基盤的防衛力構想」がどのような理由で最終的に受け入れられることとなったのかについて考察する。一方、「51大綱」の策定、「基盤的防衛力構想」の導入に至るまでの海上防衛力整備の経緯を概観し、そのバックグラウンドにあったものと考えられる「外洋海軍」の概念について、海自ではこれがどのように認識されていたのかという点について考察する。そしてそれらの考察を踏まえ、ポスト四次防における海上防衛力近代化、すなわち、「8艦8機体制」、「P-3C百機体制」がどのように提唱され、施策として推進されるに至ったのか、その経緯と主要点、意義などを再確認の上、これらが結果的には「外洋海軍」の具現化に向けての海自の取り組みにおける極めて重要な転換点となったということについて論述する。

なお、防衛力整備をはじめとする我が国の戦後安全保障政策史、防衛政策史研究については、道下徳成が我が国においては「防衛政策・自衛隊についての研究が比較的未熟な分野」であり、これは「一次資料が公開されない場合が多いため、学術研究が困難」⁵と指摘しているとおり現実問題としてアクセス可能な一次史料は極めて限定的である。特に防衛政策関連の行政文書は事柄の性質上、情報公開される場合でも公文書管理法第16条、情報公開法第5条の「国の安全が害されるおそれ」に基づく開示制限の対象となり、いわゆる「墨塗り文書」となる場合も少なくない。このため本稿では、防衛力整備計画などの一般に開示されている行政文書、あるいは散逸した公文書や日記などで構成されたいわゆる「個人文書資料」や関連の先行研究、そしてOHなどのアクセス可能な資料に基づき、「基盤的防衛力構想」とポスト四次防における海上防衛力近代化についての実態解明を目指すものである。

また、今般この「海洋安全保障情報特報」において敢えて海上防衛力近代化の問題、特に「外洋海軍」への志向ということについて論ずるのは、近年の海自の海外展開行動の状況がまさに「外洋海軍」としての役割を求められるようになりつつあるという現状認識に基づくものであり、その詳細については第2節において論述する。

⁵ 道下徳成「日本の防衛政策・自衛隊に関するヒストリオグラフィー」戦略研究学会『年報 戦略研究（日本流の戦争方法）』第5号（芙蓉書房、2007年）203頁。佐道明広『戦後日本の防衛と政治』（吉川弘文館、2003年）9-10頁。中島信吾『戦後日本の防衛政策—「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』（慶応大学出版会、2006年）1-2頁、13-14頁にも同旨の記述がある。

1 「基盤的防衛力構想」に関する新たな知見

本節では「基盤的防衛力構想」についての最新の研究動向を「制服組」がこれをどのような受け止めたのかという観点から確認し、特に海自の受け止め方という点について、前2編の論文とも対比しつつ述べていく。

(1) 「基盤的防衛力構想」に関する最新の研究動向

これまでの「基盤的防衛力構想」の一般的理解は後の事務次官・久保卓也が防衛局長当時を示した「KB論文」（「防衛力整備の考え方」、「我が国の防衛構想と防衛力整備の考え方」）⁶が従来の「所要防衛力構想」、「脅威対抗論」へのアンチテーゼである「脱脅威論」として「基盤的防衛力構想」に繋がったという見方が大勢であった⁷。この「脅威対抗論」と「脱脅威論」の端的な意味合いについては、千々和泰明による「脅威対抗論とは、脅威に応じてこちらの防衛力を決め、脅威の高まりに合わせてこちらの防衛力も大きくしていくというある意味で当たり前の考え方であるが、脱脅威論とは、持つべき防衛力を脅威とはいったん切り離したうえで組み立てて考えるという、防衛構想としてはかなり大胆な発想」⁸とする説明が直感的にも理解し易いであろう。しかし近年になって「久保構想がそのまま直線的に51大綱の基盤的防衛力構想として公式に導入された」ものと考えてのではなく、「久保構想の位置づけを相対化」し「基盤的防衛力構想」の導入過程を再検討しようとする取り組みも見受けられるようになっており、千々和の一連の研究はその嚆矢であると言える⁹。

2015年11月の「未完の脱脅威論—基盤的防衛力構想再考—」（以下、「千々和2015」）は「基盤的防衛力構想」の導入過程について、当時の防衛庁内局防衛課の夏目晴雄、西廣整輝、宝珠山昇らの言説を追いつつ後述する「常備すべき防衛力」や「検証論」などを論じている。千々和はここで「検証論」（特にその過程で導出された「限定小規模侵略独力対処」¹⁰という

⁶ 「防衛力整備の考え方」（1971年2月）（東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室『データベース「世界と日本」』に収録）。久保卓也「我が国の防衛構想と防衛力整備の考え方」（1974年6月）（『久保卓也遺稿・追悼集』（久保卓也遺稿・追悼集刊行会、1981年）。

⁷ 例えば、田中明彦『安全保障 戦後50年の模索』（読売新聞社、1997年）245-246頁。佐道明弘『戦後日本の防衛と政治』（吉川弘文館、2003年）260頁。村田晃嗣「V 防衛政策の展開」（日本政治学会編『年報政治学1997 危機の日本外交-70年代』、1997年）82-83頁など。

⁸ 千々和泰明「ブリーフィング・メモ デタント期の日本の防衛論争」（防衛研究所、2019年8月）。

⁹ （「千々和2015」）「未完の脱脅威論—基盤的防衛力構想再考—」（『防衛研究所紀要』第18巻第1号、2015年11月）。（「千々和2017」）『51大綱』における防衛構想と自衛隊（『戦史研究年報』第20号、2017年3月）。（「千々和2019A」）「新冷戦期における基盤的防衛力構想批判のゆくえ—1980年代の日本の防衛論争—」（『防衛研究所紀要』（第21巻第2号、2019年3月）。「千々和2019B」は前出のブリーフィング・メモ「デタント期の日本の防衛論争」

¹⁰ ここで言う「限定小規模侵略独力対処」の詳細は「千々和2017」49-56頁を参照。

考え方)が「脱脅威論」と「低脅威対抗論」の架橋となって多義的な解釈が併存することになったものと指摘している。2017年3月の『51大綱』における防衛構想と自衛隊(以下、「千々和2017」)では「基盤的防衛力構想」の各コンポーネントに対する「制服組」の受け止め方と、それが「51大綱」別表の作成に及ぼした影響、そして後にはその別表レベルの達成が防衛力整備の焦点となっていく過程が論じられている。さらに、2019年3月の「新冷戦期における基盤的防衛力構想批判のゆくえ—1980年代の日本の防衛論争—」(以下、「千々和2019A」)は「基盤的防衛力構想」の前提とされていたデタント認識が失われた「新冷戦期」にもこれが維持された理由について考察したものであり、「制服組」の受け止め方という視点との関連で言えば、まさに彼らの間では「51大綱」本文の理念より別表レベルの達成が焦点となっていたためという見解が示唆されている。そして、これらの全体を俯瞰するものとして2019年8月、「ブリーフィング・メモ デタント期の日本の防衛論争」(以下「千々和2019B」)が示されている。

もちろん、千々和以外にも多くの示唆的な先行研究があり、例えば、真田尚剛は「基盤的防衛力構想」が「脱脅威論」に基づくものと一般に理解されるようになった経緯について、久保卓也の発信力という観点から論じている。また、松岡広哲、中島信吾は『所要防衛力』から『基盤的防衛力』への転換を主題として、久保構想と「基盤的防衛力構想」の関係のほか、「常備すべき防衛力」、「検証論」の検討過程などについても幅広く論じており、これらの一連の経緯を俯瞰的に論ずる上で非常に示唆的である¹¹。

(2) 「基盤的防衛力構想」の多義的な理解と「制服組」の受け止め方

「基盤的防衛力構想」が「脱脅威論」なのか、「低脅威対抗論」なのかという点について論ずるには、その前段階の「ポスト四次防」の問題について触れておく必要があるだろう。

四次防決定の前後から、それまでの防衛力整備方式では巨額の経費¹²を要する一方、いつまでも経っても所要の防衛体制確立という目途がたたないことに疑念が生じ、1972年10月、四次防の決定に先立ち田中首相が防衛庁に「平和時の防衛力の限界」について検討するよう指示するなどの動きが見られた。すなわち、「所要防衛力構想」に基づく従来の長期防衛力

¹¹ 例えば、真田尚剛『防衛計画の大綱』における基盤的防衛力構想の採用 1974-1976年-防衛課の『常備すべき防衛力』構想を巡る攻防- (『国際政治』第188号、2017年3月)。松岡広哲、中島信吾『所要防衛力』から『基盤的防衛力』への転換期における政策決定の考察 (『国際安全保障』第43巻第3号、2016年12月) など。このほか筆者の問題認識に近いものとして、高橋秀幸「ポスト四次防における航空自衛隊の防衛力整備構想と近代化—基盤的防衛力構想への対応とF-15導入を事例として—」 (『戦史研究年報』第19号、2016年3月) がある。

¹² 1970年10月21日、中曽根康弘防衛庁長官の下で発表された四次防原案(「中曽根構想」)が三次防の倍額となる約5兆2千億円の予算を要するものであったことから反発を浴び、1972年2月にその大綱のみが決定され、四次防本体は原案を大幅に縮小の上、10月8日に決定されることになる。

整備計画は継続が困難な情勢となっていたのである¹³。

久保構想はこうした背景の下に生まれたもので、千々和はこの考え方について「従来型の脅威対抗論は破綻しているという認識の下、現実的に達成の見通しが無い防衛力の整備をめざすのではなく軍事的合理性と政治的妥当性の調和という観点から、『抵抗力』として機能するような防衛力（中略）を保持するべきであり、またそのような防衛力は規模的には既に概成されている、との主張を繰り返していく」¹⁴のものであると評している。前述の「平和時の防衛力の限界」もこうした考え方を反映したものとされており、後述する「常備すべき防衛力」においても防衛力の規模は「平和時の防衛力の限界」の数量を大きく変更するのは困難と記述されるなど、「基盤的防衛力構想」には防衛力の規模を「現状維持」とする性格があったと筆者が考える論拠もまさにこの点にある。

一方、防衛庁内では別の形での検討も進められており、それが 1974 年 10 月、夏目防衛課長の下に発足した N 研究会（N は夏目の頭文字）である。ここでは本庁防衛局や陸海空幕僚監部の担当者が参加し長期計画について意見交換したとされており¹⁵、夏目はここで「所要防衛力構想」の限界を認識した上で、従来の目標よりはやや小規模な「常備すべき防衛力」を提示¹⁶したとしているのであるが、他ならぬ夏目自身がこれをして「脅威対象というものを生かしていました」¹⁷と述べている。

その後、防衛庁内では関係者の人事異動などもあり、こうした対立は形を変えて継続していくこととなる。1976 年 7 月には後述する次期対潜哨戒機（PXL）選定を巡る発言で久保が事務次官を退任し、「大綱」策定に向けての最終段階は西廣防衛課長以下の防衛課主導で進められることとなり、同年 10 月 29 日、「51 大綱」が国防会議決定、閣議決定される。

そして千々和は「基盤的防衛力構想」が「脱脅威論」なのか、「低脅威対抗論」なのかという問題は、この過程で西廣が提唱した「検証論」で調整が図られたものと指摘している。

「検証論」とは「脱脅威論」に基づいて導き出した防衛力を「低脅威対抗論」で導き出した防衛力で検証してみると、少なくとも「限定小規模侵略独力対処」の事態においては結果的

¹³ 松岡、中島『『所要防衛力』から『基盤的防衛力』への転換期における政策決定の考察』3 頁。

¹⁴ 「千々和 2015」133-134 頁。

¹⁵ 政策研究大学院大学編『宝珠山昇オーラルヒストリー（上）』（政策研究大学院大学、2005 年）146 頁。

¹⁶ 政策研究大学院大学編『夏目晴雄オーラルヒストリー（上）』（政策研究大学院大学、2004 年）、157、181 頁。

¹⁷ 同上、163 頁。

に両者が同じ水準であったというロジック¹⁸であり、これにより「基盤的防衛力構想」は「脱脅威論」とも「低脅威対抗論」とも解釈できるようになったということなのである。千々和はこのことについてN研究会後に防衛課部員となった三井康有の次の証言を引用し論じているが、これは「制服組」の「基盤的防衛力構想」に対する受け止め方を考える上で非常に示唆的な指摘であると言えるだろう。

「基盤的防衛力は、脅威との関係を一旦断ち切って独自の観点から導き出すが、後から周辺の脅威に照らして、その防衛上の意味あいを検証する。その結果基盤的防衛力は、『限定的かつ小規模な侵略』に有効に対処し得ることが確認出来たので、四次防迄で考えていたような能力には及ばないが、国際情勢も好転して来ているので、これでよしとしようという論理構成だった。(中略) これで基盤的防衛力構想は、脱脅威とも云えるし、脅威対抗とも云える便利なものとなり、制服の人達も安心した」¹⁹

しかし、実態として「基盤的防衛力構想」は「脱脅威論」に基づくという見方が最近まで継続するのであるが、この点については真田尚剛が久保卓也の発信力という観点から次のように分析している。久保は前述のとおり「51 大綱」策定の最終段階では防衛庁を去っているのであるが、これに先立って発表された「昭和 51 年度版防衛白書」は久保の考え方が強く反映されたものとなった。同白書の国際情勢と防衛政策関係の起案は久保自身が担当し、久保が「脱脅威論」的な考え方を示そうとしたことに「制服組」からは異論が相次いだとされるが、結果的に同白書は久保の主張に沿った形で発表されてしまう。真田はこのことが「基盤的防衛力構想」と久保構想が同一視されることになった一因と指摘するのである²⁰。

なお、真田はこの件に関連し前述の「脅威対抗論」的な部分を残そうとした防衛課の検討は「当事者以外には知られることはなく久保の考えに沿った理解が広まった」²¹と指摘しているのであるが、前述の三井の証言に「制服の人達も安心した」とあることから、このことは少なくとも防衛力整備の中核にあった各幕の担当者には伝わっていたと考える方が自然であろう（実際には防衛部長などを通じて担当者に伝えられる形）。

また、もう一つ重要な論点として、「制服組」の間では「51 大綱」の理念自体よりも別表

¹⁸ 「千々和 2015」 145 頁。

¹⁹ 三井康有「基盤的防衛力構想模索の頃」(『追悼集 西廣整輝』、西廣整輝追悼集刊行会編、1996年)、134-135 頁。

²⁰ 真田「『防衛計画の大綱』における基盤的防衛力構想の採用」、101-103 頁。

²¹ 同上、104 頁。

レベルの達成が焦点となっていったという問題についても触れておこう。これについては「千々和 2017」、「千々和 2019A」が参考になるが、誌面の制約もあり、ここではその結論部分のみを参照しつつ述べていく。

「千々和 2017」では前述の「基盤的防衛力構想」のコンポーネントに対する各自衛隊の受け止め方を分析し、「結局三自衛隊は、別表という「容器」に「水」を注ぐ段階では、基盤的防衛力構想のコンポーネントを特に厳格に受け止めることはせず、可能な範囲でそれぞれの優先順位の下で防衛力整備を進めたようである²²と指摘されている。これは、「現実の基盤的防衛力の兵力量の算出に影響を与えたといえるのは基盤的防衛力構想のコンポーネントというよりも、現有兵力が基盤的防衛力構想の目標と規模的にはほぼ同水準にあるという判断の方であった²³という理解に基づくものである。また、「千々和 2019A」では「基盤的防衛力構想」の前提であるデタント認識が失われたとされる「新冷戦期」においてもこれが維持された理由について、「脅威認識の高まりを受けた脅威対抗論的な基盤的防衛力構想批判に対して基盤的防衛力構想が勝利したというものではなかった」と指摘されている²⁴。すなわち、「新冷戦期」に「別表を修正しなければならない場合、それにともなって防衛構想も変更」する「別表修正・構想変更論」が主張されるのであるが、この考え方は後に「基盤的防衛力構想」の下でも別表修正は可能とする「別表修正・構想継続論」に取って代わられることになるのである²⁵。これは当時の中曽根康弘首相が 1986 年 4 月 8 日の衆議院本会議に際し、現実主義的な政治判断から「政府は、目下大綱の見直しはもちろん、その別表等の改正も考えておりません²⁶と答弁したことによるもので、その結果、「大綱」改訂は 1995 年 11 月の「07 大綱」まで待つこととなるのである。

以上、述べて来たような最新の研究動向を踏まえれば、「制服組」の「基盤的防衛力構想」に対する反発という構図は基本的には変わらないにせよ、最終的にこれが受け入れられた理由は、少なくとも「限定小規模侵略独力対処」においては、これもまた「低脅威対抗論」に基づくものであり「制服組」にとって受け入れ難い「脱脅威論」ではないという理解の下にという側面があったと言えるであろう。もっとも、この整理は「制服組」一般にとってという趣旨のものであり、後述するように「米海軍との共同を重視」する海自は「限定小規模侵略独力対処」という考え方、特に「独力対処」の部分になじまない面もあったということについては他ならぬ千々和自身が指摘しているところであり²⁷、若干の留保も必要であろう。

²² 「千々和 2017」 62、63 頁。

²³ 同上 63、64 頁。

²⁴ 「千々和 2019A」 79 頁。

²⁵ 同上、92 頁。

²⁶ 中曽根康弘総理大臣答弁（第 104 回衆議院本会議 8 号、『国会会議録』、1986 年 4 月 8 日）。

²⁷ 「千々和 2017」 54 頁。

また、これらの最新の研究から明らかになった見方は、一つの経緯として比較的理解し易いものではあるが、その一方で「基盤的防衛力構想」と対比される「所要防衛力」の量的側面（目標とする兵力規模）については事柄の性質上、具体的な言及がないため、本稿の主題である海上防衛力整備の「量から質への転換」についてはまた別の側面から論ずる必要があり、いずれにせよ、これらについては第 2 節で述べていくこととする。

（3）「基盤的防衛力構想」に対する海自の受け止め方

以上、「基盤的防衛力構想」に関する最新の研究動向について述べて来たが、ここからは、海自がこれをどのように受け止めたのかという点について再確認していくこととしたい。

筆者がかつて「8 艦 8 機体制」に関する論文を執筆した動機の一つは、2012 年度の防研 OH に際し、海幕防衛課で「8 艦 8 機体制」の担当であった吉川圭祐から得た貴重な証言を活用したいと考えたためであった。したがって「相澤 2015」の論述は「海上自衛隊 50 年史」

（以下、「50 年史」）²⁸などの海自編纂資料によるほか主として吉川の証言に依拠しているが、ここではこれと前述した「基盤的防衛力構想」に関する最新の知見を対比しつつ述べていく。

ちなみに「50 年史」では「51 大綱」に一節を充てて解説をしており、これが特に重要な意味を持つものだったことを示唆する構成となっている²⁹。その焦点は海自が強く主張して来た 5 個護衛隊群が認められなかったという点にあり、まさにこのことが海自にとっての「基盤的防衛力構想」の受け止め方の象徴となっていたことが伺える。このように海自が「基盤的防衛力構想」に懐疑的であったということは多くの先行研究でも指摘されているが³⁰、海自が最終的にこれを受け入れたのは何故であろうか。もちろんこれは政治の決定に従ったということで、また、最新の研究に基づく見方も前述したとおりであるが、それだけではなく、比較的早い段階から軍事的合理性のみを追求し「所要防衛力」を目指すのは現実問題として困難とする認識があったということにも着目しておく必要があるだろう。この点については吉川が「所要防衛力と言うのを本当に追求していつてできるのかという疑問は、防衛課にいて 49 年、50 年頃の議論の中ではもちました」としつつ、前述した「米海軍との共同を重視」という点にも関連し「7 艦隊を含む米海軍と本当に共同ができて、お互いに密着した作戦ができるような部隊をつくること以外、当面の問題としてできないんじゃないかという考え方を、私は後半の昭和 50 年前後になって持つようになりました」と証言している³¹。すなわち、本来的には「所要防衛力構想」の考え方を取る海自も、現実問題として財政上の考慮を含む政治的妥当性を考慮しないわけにはいかなかったのであり、この

²⁸ 海上自衛隊 50 年史編さん委員会『海上自衛隊 50 年史』（防衛庁海上幕僚監部、2003 年）。

²⁹ 同上、118-128 頁。

³⁰ 例えば、田中『安全保障 戦後 50 年の模索』、245-246 頁など。

³¹ 『オーラル・ヒストリー-冷戦期の防衛力整備と同盟政策③（以下、「冷防同」と記載）』169 頁。

ことは後述するように我が国の防衛力整備が事実上、財政的考慮から規制されてきた経緯からも頷けるところであろう。そして吉川は「基盤的防衛力を受け入れて海上自衛隊の正面装備、護衛艦、航空機の思い切った近代化をしよう。それと同時に、通信、情報、コンピュータ・システム、ロジスティック、施設、教育訓練も近代化していこうと考えました」と述べて、海上防衛力整備の「量から質への転換」という方向性について明示的に証言しているところである³²。

2 海自が目指してきたものと防衛力整備の経緯

本節では「51 大綱」の策定、「基盤的防衛力構想」の導入に至るまでの海上防衛力整備の経緯について、その過程で海自が目指してきた「外洋海軍」とはどのようなものであったのかという点と、前節で述べた「基盤的防衛力構想」に関する最新の研究でも余り触れられていない「所要防衛力構想」における海上兵力の規模という視点も交えて概観する。

(1) 海上防衛力整備の経緯と「海上交通の保護」

筆者は海自幹部学校において、前 2 編の論文を切り口とした「海上防衛力整備史」の部外講師を担当しているが、この講義は「通史」としてではなくポスト四次防における海上防衛力近代化が結果的に海自の目指してきた「外洋海軍」具現化に向けた一つの転換点となったという視点から、ある種の物語的な展開をしているところである。筆者はこの講義に際し、こうした問題認識を共有するべく、海自の歴史に関する先行研究を紹介しつつ旧海軍解体から説き起こして次のような解説を実施している。

我が国の再軍備や海自の創設経緯などに関する先行研究にはジェイムズ・E・アワーの「よみがえる日本海軍」を嚆矢に多くの業績があり³³、また、近年は阿川尚之の「海の友情」など一般書籍³⁴でも本件が取り上げられるようになって、最後の海軍大臣・米内光政の命を受けた旧海軍軍人グループが海軍再建計画を秘密裏に検討し、アーレイ・バークらの米海軍関係者の協力も得て実現を図ったという逸話が一般にも知られるようになってきた。また、これに関連する史資料も前出のアワーが特に許されて海幕長室において閲覧したとされる当時は非公開であった旧海軍軍人グループによる『研究資料』も今日では防研に移管され、

³² 同前、188 頁。

³³ ジェイムズ・E・アワー／妹尾作太男・訳『よみがえる日本海軍（上下）』（時事通信社、1977 年）。アワー以外では例えば、増田弘『自衛隊の誕生』（中公新書、2004 年）。柴山太『日本再軍備への道』（ミネルヴァ書房、2010 年）など。

³⁴ 阿川尚之『海の友情 米国海軍と海上自衛隊』（中公新書、2001 年）。NHK 報道局「自衛隊」取材班『海上自衛隊はこうして生まれた—『Y 文書』が明かす創設の秘密』（日本放送出版協会、2003 年）。手塚正巳『凌ぐ波濤 海上自衛隊を作った男たち』（太田出版、2010 年）など。

「海自創設経緯資料」³⁵として公開されており、これに基づく新たな研究も進みつつある³⁶。もっとも、これらの資料中で「外洋海軍」という用語や考え方が具体的に示されているわけではない。元よりこれらは再軍備自体が絶対的にタブー視される中で極秘裏に検討された計画であり、抑制的な記述が主体となるのはむしろ当然であろう³⁷。また、この問題は先行研究においても、海上警備隊創設に際しこれを将来の「本格的な海軍」への基盤としようとする旧海軍軍人グループと、あくまでもこれを沿岸警備のレベルにとどめようとする海上保安庁との対立という構図がよく指摘される場所であるが³⁸、このことは後の海上防衛力整備においても、外洋展開を指向するのか、我が国周辺海域の防衛を重視するのか、という対立点にもなっていたとする見方もある³⁹。したがって、こうした表現は防衛力整備計画などの政府文書は元より、「50年史」など海自編纂による資料でも基本的に用いられることはなく、これらは言わば、海自内における一種の「心構え」的な「口伝」なのである。そのような「口伝」はOHの証言などにも垣間見ることができ、それはむしろ稀であって、海自が「外洋海軍」を目指してきたということは防衛力整備の経緯における種々の事例から「傍証」として類推していくより他はないのである。具体的には後述するが、ここではまず海上防衛力整備に関する一般的経緯について、その前提条件から述べていくこととしたい。

海上防衛力整備について論ずるには、その大前提となる海上防衛構想について理解しておく必要があるが、これについては事柄の性質上、詳細が明らかにされることはなく、その具体的な内容についてはOHの証言などから類推していくより他にない。そして「相澤2015」では、そのようにして類推した海上防衛構想の特質を、①米海軍との共同を重視、②対潜戦と対機雷戦を重視、③任務は「海上交通の保護」と「周辺海域の防衛」、という三点として指摘したところである⁴⁰。この①と②については周知の事項でもあり、ここで敢えて具体的

³⁵ 『旧海軍残務処理機関における軍備再建に関する研究資料（3分冊）』（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵）などが2007年3月海自から防研に移管され公開されている。

³⁶ 例えば、神子真一の「日本の海上防衛における日米「役割分担」の起源—『旧海軍残務処理機関における軍備再建に関する研究資料』からの考察」（兵術同好会『波濤』最終記念号、令和2年3月）30-54頁、はアワーの研究では明示されていなかった出典（『研究資料』）の提示を副次的な目的としており、この面においても非常に参考になる。

³⁷ 例えば、野村吉三郎『日本の安全保障に関する私見』（国会図書館憲政資料室所蔵「野村吉三郎関係文書」、1950年1月25日）には「軍備再建上の基本的条件」として「日本本土以外に兵を送り敵と戦うことは全く考慮しない」という記述がある。

³⁸ 海上警備隊は最終的には海上保安庁の外局として設置されるのであるが、その前段階で所属や権限を巡る確執があった。この経緯については大嶽秀夫「吉田内閣時代の『海軍再建』」（『法学』第51巻6号、1988年2月）996-998頁を参照。前出の神子もこれについて『研究資料』の記述を引用しつつ「海上保安庁は海軍たり得なかった」と指摘している。神子「日本の海上防衛における日米「役割分担」の起源」38頁。

³⁹ 「相澤2015」32、34頁。

⁴⁰ 「相澤2015」32-34頁。

には触れないが、③の任務の問題については「海上交通の保護」が各種兵力を駆使して実施する海自の主作戦と位置付けられていたという意味で非常に重要なポイントであり、これを裏付ける中村悌次の証言を改めて引用しておこう。

「全体的には何をやるかという、まず基地の外で潜水艦でもって監視をすると。それから、固定施設なり、潜水艦なりでもって通峡阻止をやる。それから太平洋に出てきたものは哨戒機でもって広い範囲を哨戒しながら捕捉したものに対しては水上部隊が行って撃滅をすると」⁴¹

なお、これに関しては先に述べた海上防衛の範囲をどのように考えるのかという問題にも関連して、海自は「海上交通の保護」に比して「周辺海域の防衛」に消極的だったのではないかとする見方もある⁴²。これが前述した「外洋海軍」を指向する海自とあくまでこれを「周辺海域の防衛」にとどめようとする内局との対立と捉えられる一因となるのであるが、例えば、後述する三次防の「海上防衛力重視」という取り組みについて、当時の防衛局防衛課計画官・玉木清司は防研 OH で、これは「周辺海域の防衛力の強化」を念頭に置いたもので、海自が主張する「海上交通の保護」の強化とはギャップがあった旨を証言している⁴³。もっとも、これは海自が「周辺海域の防衛」を軽視していたということでは必ずしもなく、元自衛艦隊司令官の香田洋二が指摘しているように、海自にとっての「海上交通の保護」は米軍来援を確実にするなど、本土防衛にも寄与する、「周辺海域の防衛」も包含した不可分の任務であると認識⁴⁴していたという理解の方が妥当であろうと筆者は考えている。

さて、前述のとおり防衛力整備全体の中で海上防衛力整備は遅々として進まなかったのであるが、このように海自の整備優先順序が低く扱われていたことについては佐道明弘が第一次防衛力整備計画（以下、回次を付して〇次防）に先立つ防衛庁限りの計画「制度調査報告」について、「巨額の予算が必要となる海空兵力の整備が敬遠」されたと指摘しているとおりである⁴⁵。その後も一次防、二次防は同様の状況が続くが、三次防では「海上防衛力重視」などこれを是正する取組みが行われ、四次防でもこれが継続される計画であったが、オイルショックの影響などで頓挫し、結果的には四次防完成時点での海上防衛力は海自が

⁴¹ 『中村悌次オーラル・ヒストリー下巻』187頁。

⁴² 佐道『戦後日本の防衛と政治』159-160頁。中島信吾『戦後日本の防衛政策-吉田路線』をめぐる政治・外交・軍事』（慶応大学出版会、2006年）153頁など。

⁴³ 防衛研究所編『オーラル・ヒストリー 冷防同① 四次防までの防衛力整備計画と日米安保体制の形成』（2012年）69-70頁。また、四次防に関しても吉田真吾『日米同盟の制度化発展と深化の歴史過程』（名古屋大学出版会、2012年）174-176頁に同旨の分析がある。

⁴⁴ Youji Kouda, “A NEW CARRIER RACE? Strategy, Force Planning, and JS Hyuga” *Naval War College Review*, vol. 64, No. 3 (Summer 2011) p. 35.

⁴⁵ 佐道『戦後日本の防衛と政治』63頁。

主任務と認識していた前述の「海上交通の保護」を効果的に遂行し得る防衛力とは乖離したものとなっていたのであり、こうした構図は「51 大綱」の策定に至るまで基本的に変わるところはなかった⁴⁶。元海幕長の中村悌次は、このような認識の下、「整備の遅れている海上自衛隊は、現状で事をきめられることは大変困るという主張をずっとしてきておった」⁴⁷と証言しているところである。

(2) 海自の海外展開行動と「外洋海軍」への含意

序言でも述べたとおり「海上防衛力近代化」を主題とする本稿で海自の「外洋海軍」への志向という点に敢えて言及するのは、近年の海自の海外展開行動の状況が実際に「外洋海軍」としての役割をまさに求められるようになりつつあるという現状認識に基づくものである。

1991年のペルシャ湾掃海艇派遣を契機に我が国の安全保障、防衛政策は大きく転換し、「国家安全保障戦略」には「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から（中略）国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していくという方針が明記され⁴⁸、自衛隊法上も国際平和協力が「本来任務化」されている。海自について言えば、ペルシャ湾掃海艇派遣以降も米国同時多発テロ後のインド洋派遣を経て、ソマリア沖海賊対処や中東地域における情報収集のための活動などが今日も継続しており、また、海外派遣訓練についても従来と比較にならない頻度で多種多様な国際共同訓練が実施されるようになってきている。特に2017年以降は南シナ海、インド洋への展開行動⁴⁹なども実施されている。

このような海外展開の方向性なども含む海自の将来像について論じた文献としては武居智久元海幕長（発表時は防衛部長）の「海洋新時代における海上自衛隊」⁵⁰が嚆矢と言えるが、ここで論じられている「海洋利用の自由の確保」という考え方は、海上防衛力が本来的に果たすべき役割という趣旨において、今日の海自に対する期待を予見するものであったとも言えるであろう。そして今日、このような考え方は武居論文以降に発表された海自現役OBによる論説にも垣間見ることができるようになっている⁵¹。しかし筆者は、このような

⁴⁶ この間の推移については「相澤 2015」34-39頁を参照。

⁴⁷ 防衛庁防衛研究所編『中村悌次オーラル・ヒストリー下巻』（防衛庁防衛研究所、2006年）140頁。

⁴⁸ 「国家安全保障戦略」（平成27年12月17日 国家安全保障会議決定、閣議決定）3頁。

⁴⁹ 2017年に開始された長期展開行動であり、2018年から「インド太平洋方面派遣訓練」の名称で実施されている。このほかにも様々な形の海外展開行動が実施されており、特に2018年9月に実施された潜水艦の南シナ海展開行動は内外の注目を集めた。

⁵⁰ 武居智久「海洋新時代における海上自衛隊—JMSDF in the New Maritime Era—」（兵術同好会『波濤』第34巻第4号、平成20年11月）。

⁵¹ 齋藤聡「インド洋における海運経済—海運利益を確保するためのインド洋における海自派遣部隊の分析—」（兵術同好会『波濤』第45巻第4号（令和2年1月））。伊藤弘「A Review on the JMSDF's Overseas Activities 海上自衛隊の海外での活動を振り返る—海上自衛官の回想」（『波濤』最終記念号、令和2年3月）。相澤輝昭「『自由で開かれたインド太平洋(FOIP)』構想と海上自衛隊が目指してきたもの」（『波濤』最終記念号、令和2年3月）など。

方向性は近年になって新たに形成されたものではなく、海自が一貫して目指してきた「外洋海軍」の役割が今まさに求められているということであると理解しており、以下、この点について述べていく。

筆者はこの「外洋海軍」への志向ということを端的に示す「口伝」としては、岡部文雄元海幕長の「躊躇なく海外で任務が遂行できるというのが、ブルーウォーター・ネイビーだと思います。そのためには、ふさわしい装備、高い練度、強靱な精神力等々必要です。常に海外に出て、いろんな情報を得ておくことも必要です」⁵²という証言が海自の目指してきた姿としてもっとも実態に即したものであると考えている。このことは種々の制約から旧海軍や米海軍のような存在を目指すことは望むべくもなかった海自が、マインド、スピリッツとしては一貫して目指して来た姿を如実に示すものと言えるであろう⁵³。また、ここで岡部が言うところの「海外での任務遂行」の能力とは、文字どおりの長距離展開能力というだけにとどまらず、諸外国海軍との共同行動を円滑に遂行し得る「実力」という意味も当然に含むものであり、「ふさわしい装備」という言葉もそのような意味において理解しておく必要があるだろう。筆者はこうした理解の下に、海上防衛力整備の経緯などに関する解説を防研のブリーフィング・メモとして次のとおり記したところである。

海自は規模的にはもちろん、政治上、財政上の制約を踏まえた制度的枠組みにおいても、旧海軍や米海軍のような存在を目指すことは望むべくもなかったのであり、この点はその後の防衛力整備においても基本的には同様である。しかしながら、少なくとも外洋展開能力については海上防衛力が本来的に備えるべき要件であるという考え方に基づき、種々の制約下にあっても海自は一貫してこれを追求してきたところであり、具体的には艦艇の大型化や補給艦の整備による航洋能力の向上、遠洋練習航海やリムパック等の海外派遣訓練を通じたノウハウの蓄積、スピリッツ(精神的基盤)醸成などが挙げられる⁵⁴。

前述のとおり、このような考え方は基本的には文書として示されることのない「口伝」によるものであるが、海上防衛力整備における種々の事例から「傍証」としてこれを裏付けることは可能であり、筆者は海幹校の講義でも実際にそのような形での解説を実施している。例えば、前述した海上警備隊創設に際しての海上保安庁との確執や、三次防における「海上防衛力強化」の趣旨を巡っての内局との認識のギャップなどは、このような海自の考え方を如実に示す事例と言えるだろう。このほか、よく知られたエピソードである二次防の検討時

⁵² 防衛研究所編『オーラル・ヒストリー 冷防同⑥』(防衛省防衛研究所、2016年3月) 176頁。

⁵³ 相澤『『自由で開かれたインド太平洋(FOIP)』構想と海上自衛隊が目指してきたもの』 86頁。

⁵⁴ 相澤輝昭「ブリーフィング・メモ ペルシャ湾掃海艇派遣の意義と教訓—掃海部隊の歴史と海上防衛力整備の経緯からの考察—」(防衛研究所、2014年12月)。

における CVH（ヘリコプター母艦）問題もその一例と言えるかもしれない。これは「対潜作戦上不可欠」として二次防の原案に組み入れられたが、当時の防衛局長・海原治の反対で撤回されたものと言われており、今日では本件を巡って防衛局長と海幕防衛部長との間で交わされた文書⁵⁵も閲覧できるようになっているのであるが、やはりここでも「外洋海軍」を目指す海自とこれを「周辺海域の防衛」の範疇に留めようとする内局との認識のギャップが如実に伺えるところである。

これを要するに、我が国の防衛力整備においては内外の政治上、外交上の懸念の中、海上防衛の範囲をどのように考えるのが焦点となっていたということでもあり、この論争は後に「我が国周辺数百マイル、航路帯を設ける場合千マイル」という考え方が定着するまで継続していくこととなるのである。すなわち、海自が一貫して目指してきた「外洋海軍」の具現化とは、まさにこのようにして海上防衛の範囲を拡大しようとする取り組みの一つであったと言えるのかもしれない。

(3) 海自にとっての「所要防衛力」の考え方

以上、海上防衛力整備の経緯とその過程における海自の「外洋海軍」への志向ということについて述べてきたが、本稿の主題である海上防衛力整備の方向性の「量から質への転換」という点を論証するため、ここに至る「所要防衛力」の量的側面ということにも触れておくこととしたい。これについては前述のとおり、事柄の性質上（「所要防衛力」の規模は防衛上の「能力」に関する情報であり秘密保全の対象であったため）、先行研究においても具体的には言及されてはいない。それでも今日入手可能な「個人文書資料」などから、ある程度の類推は可能であり、以下、この点について述べていく。

まず、海自創設以前における前述した旧海軍軍人グループによる『研究資料』では、兵力規模について「巡洋艦 4 隻、駆逐艦 13 隻、海防艦百隻等基幹計 275 隻余」、編成について「機動艦隊と東西南北の 4 個鎮守府体制」との記述がある⁵⁶。また、前述の「制度調査報告」では第十次案試表の整備目標として約 11 万 1 千トン、艦艇計 211 隻、人員約 3 万 3 千人という数値が記述されている⁵⁷。一方、「制度調査報告」に近い時期に作成された統幕事務局による「所要防衛力の検討」と題する資料においては各種艦艇計 420 隻、計 30 万 8 千トン、各種航空機計 320 機という記述がなされている⁵⁸。これらの構想が実際の防衛力整備計画においてどのように取り扱われたかは不明であるが、この数値の比較により次のようなこと

⁵⁵ 防衛局長「CVH の問題点について」（昭和 36 年 5 月 8 日）。海上幕僚監部防衛部長「CVH の問題点に関する回答」（昭和 36 年 5 月 9 日）。1 般財団法人平和・安全保障研究所『堂場文書 DVD-ROM 版』（丸善、2013 年）収録。

⁵⁶ 引揚援護庁復員局第 2 復員局残務処理部『研究資料』（昭和 25 年 10 月 25 日。『旧海軍残務処理機関における軍備再建に関する研究資料（3 分冊）』（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵）

⁵⁷ 「制度調査報告 十次案試表」（昭和 30 年 3 月 16 日）、『堂場文書 DVD-ROM 版』収録。

⁵⁸ 統幕事務局「所要防衛力の検討」（昭和 30 年 3 月 1 日）21-22 頁、『堂場文書 DVD-ROM 版』収録。

は言えるだろう。すなわち、前二件が現在の海自の兵力規模にも比較的近いものであるのに対し「所要防衛力の検討」で示された数値は明らかに突出しており、このことは海自の防衛力整備目標が「所要防衛力」そのものというよりは、政治上、財政上の制約も考慮したより現実的な整備目標であったということを示しているとも考えられるのである。

そしてこのことは、先に引用した吉川の「所要防衛力」の規模に関する証言の中の「この時点で海上自衛隊は 28 万トン前後の艦艇です。所要防衛力では 80 万トン、百万トン要るわけです」という言及からも裏付けられる。すなわち、「51 大綱」策定に際し大きな焦点となった 5 個護衛隊群も規模として「所要防衛力」そのものではなかったということであり、海自はまさにそれが故に 5 個護衛隊群を文字どおりに最低限必要な兵力として、その整備を強く主張したということだったのである。

3 ポスト四次防における海上防衛力近代化

本節では前述した「基盤的防衛力構想」に関する最新の知見と海上防衛力整備の経緯などを踏まえ、「8 艦 8 機体制」、「P-3C 百機体制」の概要について論じた上で、ポスト四次防における海上防衛力近代化が結果的に「外洋海軍」の具現化に向けての重要な転換点になったということについて述べていく。

(1) 「8 艦 8 機体制」の経緯と主要点

「8 艦 8 機体制」はポスト四次防における海上防衛力近代化の象徴的な位置付けの施策であるが、その概要について改めて述べれば次のとおりである⁵⁹。

『「8 艦 8 機体制」の産みの親』と呼ばれる長田博は、艦載ヘリの発達が新たな戦術単位検討の契機であったと指摘している。対潜戦における艦載ヘリの有用性は比較的早くから着目されていたが、1970 年代末にカナダでベアトラップ（拘束装置）と呼ばれるシステムが開発されて駆逐艦等でも比較的安全にヘリ発着艦ができるようになり艦載化が急速に進展する。また、ミサイルの発達に伴う経空脅威対処も考慮の必要があり、このため区域防空対応のための中距離対空ミサイル、船団護衛に必要な射程確保のための 127 ミリ砲、自艦防御用の 76 ミリ砲を装備した艦により最小限の対空防御網を構成することとされたのである。

こうした考え方にに基づき編成されたのがヘリコプター搭載護衛艦（DDH）2 隻（各艦 3 機搭載、計 6 機）、ミサイル護衛艦（DDG）1 隻、127 ミリ砲装備護衛艦（DDA）2 隻、対潜護衛艦（DDK）3 隻からなる「8 艦 6 機体制」であった。長田はこれを「各種戦機能については各艦すべて均等に保有させようというのではなく、群全体を考えたとき戦術単位として必要な機能を曲がりなりにも完備し各種戦に有効に機能しようというもので（中

⁵⁹ 「相澤 2015」39-41、47-48 頁。この中で言及している「8 艦 8 機体制」の運用上の基本的な考え方については、長田博「8 艦 8 機の 4 個群体制ついに完成！」（『世界の艦船』、1995 年 6 月号）96-99 頁の記述に依拠している。

略) High-Low Mix Concept の考え方を採用」⁶⁰したものと説明しており、「8 艦 8 機体制」に繋がる考え方はこの時点で萌芽があったとも言える。しかし四次防完成時点においても当該編成は 4 個護衛隊群中の 2 個群規模にとどまっており、また、各構成艦の状況も当時の主要国海軍水上戦闘艦艇の趨勢から十分な近代化と言える状態にはなかったのである。

その後、70 年代前半にはミサイル戦の更なる発達によって経空脅威への一層の対応強化が求められるようになり 1 個護衛隊群に DDG2 隻の配備が必要となる。一方で、対潜戦においては艦載ヘリ 6 機では不足とされるようになり、これを補うべく、汎用護衛艦 (DD) へのヘリ搭載が検討されることになった。そして導入されたのが「8 艦 8 機体制」であり、これについて吉川は次のように述べている。

「新編成は防空中枢艦として DDG を 2 隻にする。DDH は 1 隻にして、対潜中枢艦としてヘリコプターを 3 機持つ。そしてこれからお話しする DD の「はつゆき」型というのは 5 隻必要です。これにヘリコプターを 1 機づつ搭載する。そうすると 8 隻で 8 機のヘリコプターを持つという編成になるわけなんです」⁶¹

この「はつゆき」型は、低コストだが優秀なウェポン・システムを装備した先進的な艦として計画されたもので、吉川もこれを「3 千トンとしようと思ったんです。(中略) 人員は従来だったら 220 人とか 240 人要るんですけど、180 人にしよう。さらに艦の建造費は 3 百億円以下」と証言しており⁶²、長田も「DD が 3 千トンをオーバーしていたならば今日の護衛艦隊はなかったと考える」⁶³と述べている。このことはまさに「基盤的防衛力構想」の下、不足する兵力を質の向上 (装備近代化) により補おうとした海自の取り組みを象徴する事例とも言えるであろう。

なお、「8 艦 8 機体制」の構想自体は「51 大綱」の策定に先駆けて検討されていたものであり⁶⁴、より正確には、海自は「51 大綱」で 5 個護衛隊群の整備が認められなかったことを契機として「8 艦 8 機体制」の一層の推進を図ったとして説明することが適当であろう。

(2) 「P-3C 百機体制」の経緯と主要点

一方、「P-3C 百機体制」もやはり「51 大綱」前後に導入されたものであるが、ロッキード事件や日米関係の影響などやや複雑な経緯を辿っており、「相澤 2016」から抜粋して概要を述べれば次のとおりである⁶⁵。

⁶⁰ 同前。また、香田も前掲論文で同旨の解説をしている。Kouda, “A NEW CARRIER RACE?” p.41-42.

⁶¹ 『オーラル・ヒストリー 冷防同③』189 頁。

⁶² 同上。

⁶³ 長田「8 艦 8 機の 4 個群体制ついに完成！」99 頁。

⁶⁴ 筆者による吉川圭祐へのインタビュー (2014 年 5 月 8 日)。

⁶⁵ 「相澤 2016」99-100 頁。

先に中村悌次の証言を引用したとおり、海自は「海上交通の保護」に際し、哨戒機による洋上哨戒を特に重視してきた。しかし、1960 年代末頃から潜水艦の能力向上に伴い哨戒機の近代化が急務となり、当初は国産化が追求されたものの、その後、諸外国の哨戒機のコンピューター化の趨勢が明らかになり、国産派と輸入派で意見が割れるようになった。また、大蔵省は多額の経費を必要とする国産化には強く反対していた。そうした中、1972 年 10 月 9 日の国防会議議員懇談会で PXL の国産化は白紙撤回され、国防会議事務局に専門家会議を設置して検討が実施されることとなる。その最中にロッキード事件が発生、後には PXL に係る疑惑は検察でも立件不可能と判断されるのであるが、ここで当時の事務次官の久保卓也が PXL の国産白紙化について「防衛庁事務当局はその時まで知らなかった」と発言⁶⁶したことが問題視され、久保は次官を辞任せざるを得なくなる。そして久保発言の影響から PXL の選定はより慎重な検討を求められることとなり、更に時間を要することになるのであるが、そうした中で米国から対潜戦システムを含めた P-3C のリリースが可能との提示があり、海自は当該システムの有用性、また、同等のシステムの国内開発の困難性を考慮するとともに、日米共同の重視という観点から、P-3C 導入が最適とする判断になっていったということなのである。

また、「P-3C 百機体制」については、こうした導入経緯への関心もさることながら、その百機という規模がしばしば焦点となってきた。そもそも「百機体制」という用語自体は広く知られているものの、その算定根拠は「50 年史」にも記述がなく⁶⁷、詳細は一般的には余り知られていない。しかし、この点については岡部文雄の OH において次のとおり貴重な証言が得られている。

「百機の根拠を申し上げますと、「周辺海域の哨戒を 1 日 1 回実施する」として、哨戒するには目視とかレーダーによるのが主です。（中略）それには 8 隊（80 機）が要ります。それから海上交通の保護のため南西航路帯、南東航路帯に各 1 隊を充当する。10 機ずつ計 20 機、合計百機というのが基本的な考え方です。」⁶⁸

なお、岡部はこの当時の固定翼哨戒機の機数について、大型機小型機を併せて約 130 機で

⁶⁶ 佐瀬昌盛「むしろ素人の方がよい 防衛庁長官・坂田道太が成し遂げた政策の大転換」（新潮選書、2014 年）165-166 頁。

⁶⁷ 「相澤 2016」で引用した資料には防衛庁長官官房広報課編『防衛アンテナ』第 206 号（臨時増刊号-次期対潜機について）（1977 年 9 月）がある。この資料は元防衛施設庁長官・藤井一夫の OH の事前調整に際し「P-3C 百機体制」への関心を伝えたところ、当時の防衛局計画官であった藤井から「次期対潜機選定はロッキード事件とは係りない」ことを国民に広く周知するため編さんを担当したとして紹介を受けたもの（2014 年 4 月 17 日）であるが、同資料中でも「百機」の算定根拠については具体的には言及されていない。

⁶⁸ 『オーラル・ヒストリー 冷防同⑥』63 頁。

あったとして「P-3C というのは高性能といいながら広い海域を守るには百機ぐらいは必要じゃないかと思っていました」と証言している。当時の P-3C の所要に関する説明については、「百機体制」確立のために性能を敢えて低く見積ったのではないかとの見方もあるが、それは穿ち過ぎというもので、実際に運用されるまで P-3C がそこまでの高い能力を有するとは認識されていなかったというのが正直なところだろう。この点は岡部も「計画時の百機と、実際にオンハンドした百機の重みはまったく違いました」と証言しているところである。

以上、述べてきた事項からすれば、「基盤的防衛力構想」と「P-3C 百機体制」の関係は、次のように説明するのが適当だろう。すなわち、「P-3C 百機体制」は在来機との比較で大幅減勢（130 機から百機）であり、大型機に限っても約 80 機で現状維持となる。また、南西南東航路帯の「海上交通の保護」に充当する機数も、従来の小型哨戒機数以下で説明されることから、「基盤的防衛力構想」の背景にあった政治的要求を満足して特段の異論なく受け入れられた一方、飛躍的な性能向上により防衛上の所要も満たしたということなのである。

(3) ポスト四次防における海上防衛力近代化の意義

さて、このようなポスト四次防における海上防衛力近代化の意義について改めて記せば次のとおりである。

その第一は「8 艦 8 機体制」、「P-3C 百機体制」はいずれも文字どおり我が国の海上防衛力の強化に大きく寄与したということである。事柄の性質上、これを定量的に示す資料が存在するわけではないが、OH の証言などからそれを伺い知ることができる。

例えば「8 艦 8 機体制」について、前出の吉川は四次防艦を主体に編成されていた第四護衛隊群司令に続き、概ね「8 艦 8 機体制」の編成となった第二護衛隊群司令を務めるのであるが、その違いを「対空戦、対潜戦、対水上戦、電子戦の戦闘に対応する複数の武器を統合し最大の効果を発揮できるようなシステム」になったとしつつ「これ、非常に違いましたね」と証言している。

その第二は、このような装備の近代化による「実力の向上」があつてこそではあるが、「米海軍との連携の強化」にも寄与したということである。元統幕議長の佐久間一はこの点について、「80 年代になって海上自衛隊の装備と能力を、ある程度アメリカも評価するようになった」⁶⁹と証言している。

そして第三に、こうした「実力の向上」や「米海軍との連携の強化」は当然として対外的な広報効果という面も非常に大きかったと筆者は考えている。この時期は 1981 年 5 月の鈴木首相訪米に際してのいわゆる「シーレーン防衛」発言を契機とした海上防衛力強化の機運もあり、「8 艦 8 機体制」、「P-3C 百機体制」はまさにこれに合致した側面もあつたであろう⁷⁰。いずれにせよ、こうした形で近代化された最新鋭の部隊がメディアにも頻繁

⁶⁹ 『佐久間一オーラル・ヒストリー上巻』（防衛研究所、2007 年）133 頁。

⁷⁰ 80 年代前半の日米関係における海上防衛力重視という流れの中、「シーレーン防衛体制の強化」が結果的に極めて重要な意味を持つことになる。田中『安全保障 戦後 50 年の模索』286-293 頁。佐道『戦後日本の防衛と政治』328-350 頁など。

に登場し、我が国の「防衛努力」を国内外にPRする役割を担ってきたことは、「実力の向上」などの本来の目的に勝るとも劣らない、我が国の安全保障、防衛上の極めて重要な意義があったものと筆者は考えている。

またもう一つ、前出の佐久間は「8艦8機体制」に関し「防衛力整備のフィロソフィーとしては非常に優れたもの」⁷¹という指摘をしているが、この点にも留意しておく必要があるだろう。筆者はこれを防衛力整備の実務上の問題として、次のように理解している。

すなわち、「8艦8機体制」という部隊編成上の一種のテンプレート（雛形）を設定したことにより、以後の防衛力整備は構成艦の近代化更新用として説明できることとなって、より高性能の装備を大きな問題を生じることなく導入できるようになったということなのである。例えば、「こんごう」型以降のDDGはイージス艦で能力的にも價格的にも在来型のDDGとは一線を画する艦艇であるが、「洋上防空体制のあり方」検討⁷²など所要の検討プロセスを経てのものであるにせよ、「8艦8機体制」の一構成艦として特に大きな議論を生ずることなく導入されているのである。この点は「いずも」型、「ひゅうが」型DDHも同様であり、従来型のDDHとは運用概念が大きく異なるにも係わらず、やはりその近代化更新用と説明することで導入されている。そしてその「いずも」型が2018年12月策定の「30大綱」で「STOVL機の運用を可能とするよう必要な措置を講ずる」とされたことも周知のとおりである⁷³。元よりこの「いずも」型改修は常統的な「空母」としての運用を念頭に置くものではないが⁷⁴、第2節で触れた二次防策定当時のCVH断念の経緯も想起すれば、迂遠ながら「8艦8機体制」の「防衛力整備のフィロソフィー」がこれの実現に一役買ったということは言えるであろう。いずれにせよ、これらの一見迂遠とも思われる取り組みが海自の「実力の向上」を下支えしてきたのも事実であり、結果的にはこのことも「基盤的防衛力構想」により防衛力の規模を「現状維持」とされた海自が不足する兵力を質の向上（装備近代化）で補おうとした取り組みの一つの成果と言えるかもしれない。

おわりに（海上防衛力近代化と「外洋海軍」の具現化に向けての含意）

以上、本稿ではポスト四次防における海上防衛力近代化について、筆者が以前に執筆した艦艇部隊の「8艦8機体制」及び航空部隊の「P-3C百機体制」に関する論文2編を、「基盤

⁷¹ 『佐久間一オール・ヒストリー上巻』120頁。

⁷² 「61中期防」において「効率的な洋上防空体制を検討」とされたことを受け、イージス艦の導入などが検討された。『昭和63年度防衛白書』（防衛庁編、1987年）、193-195頁。

⁷³ 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成30年12月18日 国家安全保障会議決定、閣議決定）19頁。

⁷⁴ 防衛省は「いずも」型護衛艦の改修について「航空機の運用機能が加わっても引き続き「多機能な護衛艦」として運用していく」と説明している。防衛省ウェブサイト「防衛計画の大綱 中期防衛力整備計画 国民を守るために真に実効的な防衛力のあるべき姿を目指して」（防衛省、2019年5月）12頁。

的防衛力構想」に関する最新の研究動向を踏まえ、また、海自が目指してきた「外洋海軍」の具現化に向けての取り組みという視点も加えて再構成しつつ述べてきた。以上のような点を総括すれば、「基盤的防衛力構想」を契機としたポスト四次防における海上防衛力近代化の取り組みは、結果的に「外洋海軍」の具現化に向けての「実力の向上」にも大きく寄与したということであり、この点も踏まえ、本稿の結論を端的に述べれば次のとおりである。

すなわち、ポスト四次防における海上防衛力近代化は「基盤的防衛力構想」により防衛力の規模が「現状維持」とされた中、不足する兵力を「質の向上（装備近代化）」で補おうとする施策であったが、こうした考え方は決して政治の決定を「諦観」として受け入れたものではなく、その背景には「基盤的防衛力構想」が一面的な「脱脅威論」ではなく、「低脅威対抗論」の側面も担保したものであるという理解もあったということであり、だとすれば、これは政治的妥当性に配慮しつつ軍事的合理性の追求も無条件には断念しない、かつ、「外洋海軍」の具現化に向けての道筋も見据えた、したたかな現実主義に基づくものであったと言えるであろう。ポスト四次防における海上防衛力近代化は、「8 艦 8 機体制」、「P-3C 百機体制」などの装備近代化に象徴される側面もさることながら、その背景にある「基盤的防衛力構想」に対するこのような認識も踏まえて理解されるべきものと筆者は考えている。

ちなみに海自では近年「伝統の継承」が重視されるようになり、創設経緯に関する講話や海自の歴史に関する展示施設の設置などが行われていると承知しているが、海自の歴史を俯瞰的に理解する上ではこのような創設期に注目した取り組みだけでは不十分であろう。縷々述べてきたとおり、ポスト四次防における海上防衛力近代化は、海自が目指してきた「外洋海軍」の具現化に向けての転換点であり、第 2 節で述べたように今日まで連綿と続く海外展開行動の基盤となるべき「実力の向上」を確立した一つの重要な契機として、言わば海自の歴史における「中興の時」と理解されるべきものと筆者は考えている次第である。

(了)



「いずも」型護衛艦（出典：海上自衛隊ウェブサイト）